自動車検査独立行政法人 平成24年度業務実績評価調書

平成25年8月 国土交通省独立行政法人評価委員会

平成24年度業務実績評価調書:自動車検査独立行政法人

業 務 運 営 の 評 価(個別項目ごとの認定)

項		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成24年度計画			
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) 的確で厳正かつ公正な審査業務の実施の徹底 ①検査における信頼性の維持・向上 自動車の検査を通じて、自動車の安全確保と環境保全に貢献する検査法人の使命を確実に果たすため、自動車技術の進展、自動車の多様化、その他社会的要請に基づく様々な検査ニーズに適切に対応すべく、審査業務の的確な実施と業務の質の向上に向けた取組を推進します。	1. 国民に対して提供するサービスその他の 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) 的確で厳正かつ公正な審査業務の実施の徹底 ①検査における信頼性の維持・向上自動車の検査を通じて、自動車の安全確保と環境保全に貢献する検査法人の使命を確実に果たすため、自動車技術の進展、自動車の多様化、その他社会的要請に基づく様々な検査ニーズに適切に対応すべく、審査業務の的確な実施と業務の質の向上に向けた取組を推進します。	А	○電気自動車等の新技術に対応した審査方法の整備、不当要求防止対策の充実、高度化施設の活用、街頭検査の強化、盗難車両対策への貢献等、審査業務の的確な実施と業務の質の向上に向けた取組を推進している。 ○改造自動車及び並行輸入自動車の審査において、検査票の記載内容について複数職員によるダブルチェックを行うとともに、事務所内及び検査部内における情報共有を図るため、事務所内等において定期的(少なくとも月2回)に打ち合わせを行うことを徹底している。 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	

②新基準等に対応した審査方法等の整備等

社会情勢の変化に伴って行われる道路 運送車両の保安基準に関する細部規程の 改正に対応し、審査事務規程の適切な見 直しを行うとともに、的確な審査が実施 できるよう必要な体制の整備を図りま す。また、審査業務における取扱いの細 部について、審査の実態に照らして明確 化するとともに、全国的に提出書面など の審査方法の統一を行う等、審査事務規 程の規定内容の充実を図ります。 ②新基準等に対応した審査方法等の整備等社会情勢の変化に伴って行われる道路運送車両の保安基準に関する細部規程の改正に対応し、審査事務規程の適切な見直しを行うとともに、的確な審査が実施できるよう必要な体制の整備を図ります。また、審査業務における取扱いの細部について、審査の実態に照らして明確化するとともに、全国的に提出書面などの審査方法の統一を行う等、審査事務規程の規定内容の充実を図ります。

- ○道路運送車両の保安基準に関する細部規程 の改正等に対応して**審査事務規程を改正** (20 項目) するとともに、<u>職員に対する研修・教育</u>を充実することにより、必要な審査 方法の策定や体制の整備を行っている。また、審査業務における取扱いの細部について、審査の実態に照らして明確化するとともに、全国的に提出書面などの審査方法の統一を行うべく、審査事務規程を改正している。
- ○電気自動車等における高電圧の感電保護に 関する審査方法を世界に先駆けて策定する とともに、審査マニュアルを改正することに より電気自動車等の新技術に対しても的確 な審査ができるよう整備している。
- ○複雑化する基準に対応するため、検査時に車 両に適用される基準を容易に検索・閲覧でき るソフトウェアを格納したタブレットPC について、灯火装置に加え、乗車装置、車枠・ 車体に係る基準を追加する改修を行っている。
- ○全国の指定整備工場に対して、規程の改正内 容の周知徹底を図るために実施される講習 会において検査法人職員が講師を務めてい る。

以上のとおり、特に電気自動車等の感電保護に関する審査方法については、世界に先駆けて策定し審査マニュアルを作成するなど、新技術に対して的確な審査ができるよう整備し、また、タブレットPCの機能を追加するなど、年度計画に規定していない内容にも積極的に取り組んだことから、優れた実施状況にあると認められる。

S

③不当要求防止対策の充実 検査法人は、厳正かつ公正に行う審査業 務というサービスを利用とが最も重要では、 が、一世であることから、それを査査を でないってである。 でいくたの一つである。 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいるでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	③不当要求防止対策の充実 検査法人は、厳正かつ公正に行う審査 業務というサービスを利用者の方々に 対して、公平に提供することから、それを を任務の一つであることから、それを 底していくため、引き続き、本部的 底していくため、引き続き、本部的 高過点による調査・指導執行の意び 場点をはよる適正な業務の選任及び 場点による管理・責任体制の強化、緊 時対心は各種対策を実施します。また、 犯カメラ、ICレコーダー等、不当 防止にます。	Α	○不当要求対策として、本部・検査部役職員が調査指導を実施するとともに、事務所等において、不当要求への対応についての自己点検、不当要求防止責任者の選任及び警察との連携強化、防犯カメラ、ICレコーダー等の機器の導入・更新などを実施している。また、にしコーダーの電池の残量切れによって、不当要求時の内容が録音されていない事案が見られたことから、ICレコーダーの電池切れを防止する確実な充電対策を定め、その徹底を図っている。 ○不当要求が多く発生している7事務所等の警備の強化、全国における107回の緊急事態を想定した実地訓練などを実施している。 ○各種不当要求対策の結果、平成24年度の不当要求の発生件数は171件と前年度比25%減少している。また、職員への暴力行為は、全体の2%と昨年度と同様となっている。	中期目標期間を通いて、対策の対象の減少に対する。
④人材確保 厳正かつ公正な審査業務を実施するためには、国土交通省と一体となって取り組む必要があることから、国等との人事交流を円滑に行いつつ、審査業務の質の向上などへのサービス向上に向けた最適な人材の確保に努めます。	④人材確保 厳正かつ公正な審査業務を実施する ためには、国土交通省と一体となって取り組む必要があることから、国等との人 事交流を円滑に行いつつ、審査業務の質 の向上などへのサービス向上に向けた 最適な人材の確保に努めます。	А	○国等との人事交流を円滑に行うとともに、職 員採用試験を実施し、専門的な知識を有する 者を確保するなどにより、審査業務の質の向 上が期待できる最適な人材確保に努めてい る。 以上のとおり着実な実施状況にあると認めら れる。	
⑤職員能力の向上 審査の質を維持するため、検査業務の習熟度に応じた研修プログラムを整備するとともに、その内容の充実を図ります。また、審査業務の高度化、新基準の導入、自動車の技術革新等に対応するため、新	⑤職員能力の向上 審査の質を維持するため、検査業務の 習熟度に応じた研修プログラムを整備 するとともに、その内容の充実を図りま す。また、審査業務の高度化、新基準の 導入、自動車の技術革新等に対応するた	А	○ <u>職員の検査業務の習熟度に応じた研修等を</u> <u>引き続き実施</u> するとともに、審査業務の高度 <u>化、新基準及び電気自動車等新技術を搭載した自動車の審査に対応するための研修・教育を実施</u> した。 ○新規採用者に対する研修を補完するために	

たな検査における判定等を的確に行える ようにするための研修を行います。 また、研修内容の習熟度向上を図るため e-ラーニングシステムを補完的に活用す る等により、研修がより効果的なものと なるよう努めます。	め、新たな検査における判定等を的確に 行えるようにするための研修を行います。 また、研修内容の習熟度向上を図るため e-ラーニングシステムを補完的に活 用する等により、研修がより効果的なも のとなるよう努めます。		構築した、審査における安全作業のe-ラーニングシステムを活用する等により、研修がより効果的なものとなるよう努めた。 〇研修を補完するため様々な車両の検査における注意点、不正改造や不正受検の実例、対応策等をまとめたe-ラーニング資料の活用を徹底し、研修がより効果的なものとなるよう努めた。 〇中央実習センターでの研修の他、改造自動車の多い検査部において、改造自動車の審査等に関する研修を実施した。 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	
⑥職員の意欲向上 職員一人一人が適正かつ確実な業務の 実施を徹底し、かつ、向上意識を持てる ようにするため、日常の審査業務の実績 に加えて、業務改善の提案等の実績や緊 急時の対応状況等を評価し、表彰するこ となどにより、職員の業務への取組意欲 の向上を図ることを目指します。	⑥職員の意欲向上 職員一人一人が適正かつ確実な業務 の実施を徹底し、かつ、向上意識を持て るようにするため、日常の審査業務の実 績に加えて、業務改善の提案等の実績や 緊急時の対応状況等を評価し、表彰する ことなどにより、職員の業務への取組意 欲の向上を図ることを目指します。	Α	 ○業務への取組意欲の向上を図るため、多様な業績を取り上げ、以下のとおり業績表彰 ごととしている。 ・届出打刻と相違する刻印字体の発見1名 ・連続無事故を達成した組織10事務所 ○業務改善に向けた取組を奨励・支援した結果、検査を効率的に実施するための器具の製作等全国で16件の取組が行われている。このうち、特に優れた取組である5件については、理事長表彰を行うこととしている。 ○これらの業績や改善に向けた取組は、イントラネット等によって広く全国に展開され、更なる業務への取組の意欲向上を図るとともに、他事務所等において活用・改善が図られる体制が整備されている。その結果、全国展開が図られている。 ○職員が改善提案等を容易に発信できるよう「NAVIポスト」で常時提案を受け付け、業務改善の検討に活用した。 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。 	

で内部統制の充実 業務がより適切に行われるよう、事務所等に対し理事長巡視、本部・検査部役職員による調査・指導等を計画的に実施します。加えて、WEB会議システム等の活用により、地方事務所等の職員の意見を本部役職員が直接把握する機会の確保に努めます。 また、監事監査において、内部統制のモニタリングが実施される等、引き続き、監査が適切に実施されるよう、態勢を整えます。	で内部統制の充実 業務がより適切に行われるよう、事務 所等に対し理事長巡視、本部・検査部役 職員による調査・指導等を計画的に実施 します。加えて、WEB 会議システム等 の活用により、地方事務所等の職員の意 見を本部役職員が直接把握する機会の 確保に努めます。 また、監事監査において、内部統制の モニタリングが実施される等、引き続 き、監査が適切に実施されるよう、態勢 を整えます。	Α	○23事務所への理事長巡視を実施し、ミッションの現場職員への周知徹底、リスクの把握・対応を実施している。 ○各事務所等に対して、本部による計画調査・指導を12か所、検査部による調査・指導を44か所実施している。また、管理業務に特化した本部による指導調査を4か所実施している。 ○監事監査について、12か所で監査事項に対応した事門知識等を有する職員が補助を行っている。 ○理事会出席、アンケート・ヒアリング等により、理事長のマネジメントに関する事項について監事監査を受けている。 ○監事監査において把握された改善点については、規程に基づき理事長より監事に対し3ヶ月以内に対応を報告している。 ○WEB会議システムを活用し、本部及び事務所間並びに検査部及び事務所間で意見交換を行い、事務所の現状の把握、情報の共有化等を推進することにより、業務の円滑な実施に努めている。 ○検査部単位で管理職による個別の意見交換を各職員との間で行い、職員間の意思疎通の充実を図った。 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	
(2) 業務の質の向上に資する検査の高度化の推進 ①高度化施設の活用 (ア)不正な二次架装及び不正受検の防止 第二期中期目標期間中に導入した、新規 検査等における車両の状態を画像等で取 得する機器及び検査結果等について電子 的に記録・保存する機器(以下「高度化 施設」という。)を活用し、継続検査等に	(2) 業務の質の向上に資する検査の高度化の推進 ①高度化施設の活用 (ア)不正な二次架装及び不正受検の防止第二期中期目標期間中に導入した、新規検査等における車両の状態を画像等で取得する機器及び検査結果等について電子的に記録・保存する機器(以下「高度化施設」という。)を活用し、機	А	〇高度化施設の運用において、 <u>新規検査等における</u> おいて取得した画像と継続検査等における 車両の照合を順次開始することにより、受 検者に対して不正受検の抑制を促すととも に、継続検査における不正二次架装等の不 正受検の排除に努めている。	

おいては、新規検査時に画像を取得した 検査車両について、取得した画像と実際 の車両の照合を行う等により検査後の二 次架装や受検車すり替え等の不正受検を 防止します。

続検査等においては、新規検査時に画 像を取得した検査車両について、取得 した画像と実際の車両の照合を行う等 により検査後の二次架装等の不正受検 を防止します。

さらに、平成24年度においても昨 年度に引き続き、当該施設への習熟度 に応じて円滑な運用を図り、これによ り受検車すり替え等の不正受検の防 止に努めます。

(イ)検査情報の有効活用

高度化施設により取得した検査情報を 適切に管理しつつ、この情報がリコール をはじめとした各種国土交通施策に有効 活用されるよう、検査情報の活用、分析 によるリコールに繋がる可能性がある不 具合の抽出や検査の重点化のための分析 手法、点検・整備の促進に向けた取組等 について国土交通省と連携して検討し、 有効活用の取組を実施します。

(イ)検査情報の有効活用

高度化施設により取得した検査情報 を適切に管理しつつ、その有効活用に 必要な体制等について、国土交通省と 連携して検討します。

(ウ)受検者への審査結果の情報提供

利用者の方々に適切な点検・整備を実施 していただけるように、審査結果につい て合否判定結果だけでなく高度化施設に より取得した検査情報を活用し、測定値 等による情報提供を行うための手法につ いて検討し、準備が整い次第、順次情報 提供を行うこととします。

(ウ)受検者への審査結果の情報提供

施していただくことを促進する観点か ら、審査結果に係る情報を準備が整い次 第、順次提供します。

利用者の方々に適切な点検・整備を実

(工)効率的な運用の推進

高度化施設の運用にあたり、極力、受 検者の待ち時間を縮減するため、職員に 対し高度化施設の習熟を図るとともに、 効率的な審査体制を整備します。また、 引き続き、効率性も含めたその効果の検 証方法について検討します。

- ○電子化された検査情報を規程に基づき適正 に管理している。
- ○高度化施設により取得した検査情報をリコ ールをはじめとした各種国土交通施策に有 効活用されるよう、**国土交通省と連携して、** 抽出すべき情報、その集計・分析体制等につ いて、平成25年度に予定されている国土交 通省のシステム改善の検討を実施している。
- ○適切な点検・整備を促進する観点から、不合 格であった車両の受検者に対して、高度化施 設によって得られた**測定値等の検査情報の** 提供を順次開始した。
- ○不正二次架装等の不正受検の防止、点検整備 の促進等の国土交通省の施策に貢献するた め、効率的な審査を実施すべく高度化施設を 導入し運用を開始した。
- ○高度化施設の運用にあたっては、効率的な運 用を推進すべく、職員における高度化施設の 習熟度の向上を図るとともに、高度化施設の 実用性の改善及び予約枠の見直しなどを実

(工)効率的な運用の推進

高度化施設の運用にあたっては効率的 な検査体制を整備する等により、極力、 受検者の待ち時間の縮減に努めます。ま た、高度化施設の本格運用後においては、 その効果について効率性も含めて検証 し、その結果をホームページなどで公表 します。

			施している。 以上のとおり、(ア)~(エ)を総合すると、 着実な実施状況にあると認められる。 〇世界に先駆けて策定された電気自動車等に	
(ア)電気自動車等の新技術への対応 自動車技術の進展に的確に対応し、その 普及のための環境を整備します。具体的 には、今後、急激な増加が見込まれる電 気自動車の安全かつ適切な審査を確保す るため、審査マニュアルの策定、職員講 習を行うなど審査体制の整備を図りま す。	(ア)電気自動車等の新技術への対応電気自動車等について、平成23年度に策定した審査マニュアルを活用した職員講習を行うなどにより、平成24年7月から適用される新基準に対応し、安全かつ適切な審査を実施します。		おける高電圧の感電保護に係る審査マニュアルについて、平成24年7月から適用される新基準に対応して改正するとともに、当該マニュアルを活用した電気自動車等に関する職員研修を拡充している。	
(イ)大型貨物自動車等の審査の充実 交通事故等が発生した場合、大きな被害 に結びつく可能性が高い大型貨物自動車 等の審査の充実・強化を図ります。具体 的には、大型貨物自動車等に装着される 速度抑制装置の不正改造等に対応するた め、その作動状況の審査方法を検討し開 発を進め、その導入を目指します。 また、大型貨物自動車等の審査をより適 正かつ効率的に実施するため、制動力や スピードメータの誤差等を同一場所で計 測できるマルチテスタの開発を進め、そ の導入を目指します。	(イ)大型貨物自動車等の審査の充実 大型貨物自動車等の審査において、速度抑制装置の不正改造等に対応するとともに、制動力やスピードメータ等の審査をより適正かつ効率的に実施するため、新たなマルチテスタを試行的に導入します。	А	○大型貨物自動車等の審査において、速度抑制 装置の機能確認が可能であり、制動力やス ピードメータ等の審査をより適正かつ効 率的に実施できる新たなマルチテスタを関 東検査部に試行的に導入した。	
(ウ)高度化する排出ガス低減技術への対応 高度化する排出ガス低減技術に的確に 対応した審査を実施するため、車載式故 障診断装置を活用した排出ガス検査方法 の検討を進め、その導入を目指します。	(ウ)高度化する排出ガス低減技術への対応 高度化する排出ガス低減技術に的確に対応した審査を実施するため、関係者と連携し、車載式故障診断装置を活用した検査の導入に当たっての課題への対応を検討します。		○ <u>車載式故障診断装置を活用した排出ガス</u> <u>の検査の導入に関する効果及び課題を検</u> <u>討</u> するとともに、検査に活用できる試作機 の仕様検討のための体制を整備している。	

(工)走行実態に即した審査方法の検討 自動車の検査をより一層実走行に近い ものとするための審査方法の調査・検討 及び必要な検査機器の導入を目指しま す。具体的には、制動力の審査方法につ いて検討を行います。	(工)走行実態に即した審査方法の検討制動力の審査方法をより一層実走行に近いものとするため、摩擦係数の高いローラーに変更する等の改善を実施した検査機器について、効果、耐久性等の評価を行います。	ものとする 変更する	審査方法をより一層実走行に近い るため、 摩擦係数の高いローラーに 等 の改善を実施した検証用の試作 効果、耐久性等の評価を開始 して	
(才)自動車の改造に係る審査手法の改善 多様化している自動車の改造に係る審 査手法及び体制を改善し、適切な審査が 確実に行われるよう努めます。	(才)自動車の改造に係る審査手法の改善多様化、複雑化している自動車の改造に対応すべく、より的確な審査手法及び体制について検討します。	を養うた。 策定 してい 〇多様化して <u>改造自動</u> もに、改造	車の的確な審査に必要となる知識 か、 <u>改造自動車審査用の補助資料を</u> いる。 こいる自動車の改造に対応すべく、 車に係る職員研修を実施 するとと 自動車の審査にあたっては、 <u>ダブ</u> 7体制の徹底を図っている。	
(力)その他 検査業務の高度化・改善等の検討に当たっては、CITA(国際自動車検査委員会)等を通じて諸外国の行政機関等との情報交換を行うなどにより、国際的な動向や費用対効果も踏まえた上で実施します。	(力)その他 検査業務の高度化・改善等の検討に当たっては、CITA(国際自動車検査委員会)等を通じて諸外国の行政機関等との情報交換を行うなどにより、国際的な動向や費用対効果も踏まえた上で実施します。	トラレー 国の行政が 検査の行法人の にかいて「「O <u>欧州の検査</u> 検査項目、 査を行うする 自自 C の部策する 省のの関する 以上のとおり	F12月のCITAアジア・オース ア地域会合に職員を派遣し、諸外 機関等と情報交換を行うとともに、 の第3期中期計画における取組等 情報提供を行っている。 「場における検査機器の導入状況、 検査情報の活用方策等について調 こいる。 建認証国際化研究センター(JAS 設置されている検査整備制度調査部 長を務めるなど積極的に国土交通 こ貢献しつつ、諸外国の検査整備制 の動向の調査等を行っている。 の、(ア)~(カ)を総合すると、 が、にあると認められる。	
③新たな審査方法の検討 自動車検査の質を高め、審査業務の効果 を向上させるため、車載式故障診断装置 を活用した燃費に影響する項目の診断、 著しい排出ガスや騒音を出す自動車を路 上で常時監視する機器を用いた検査、必 要な点検・整備が実施されていない自動	③新たな審査方法の検討 自動車検査の質を高め、審査業務の効果を向上させるため、車載式故障診断装置を活用した燃費に影響する項目の診断、著しい排出ガスや騒音を出す自動車を路上で常時監視する機器を用いた検査、車齢が高い自動車、必要な点検・整	査の手法で る。 A ○著しい排と 監視するを る。	章診断装置の機能や諸外国での検 などについて情報収集を行ってい 出ガスを出す自動車を路上で常時 機器について情報収集を行ってい 1自動車、必要な点検・整備が実施	

車に対する検査等、自動車や検査機器の 備が実施されていない自動車に対する されていない自動車に対する検査項目の候 技術の進展状況等に応じて、新たな審査 検査等、新たな自動車検査の導入に資す 補を検討し、ブレーキ液の劣化を検知する機 手法の調査検討を行います。 る自動車技術及び検査技術について、幅 器等の情報収集を行っている。 広い情報収集に努めます。 以上のとおり着実な実施状況にあると認めら れる。 (3) 受検者等の安全性・利便性の向上 (3) 受検者等の安全性・利便性の向上 ○平成24年7月末時点での事故件数(10) 改善の着実な ①受検者等の事故防止対策の実施 ①受検者等の事故防止対策の実施 件)の多さに鑑み、「**人身事故非常事態宣言**」 実施に期待。 不慣れな受検者でも安心して利用いた 不慣れな受検者でも安心して利用い を8月に発令し、職員に人身事故に関して緊 ただけるよう案内・注意喚起表示等を だけるよう案内・注意喚起表示等を充実 急的に注意を促し。その後、10月に策定し させるとともに、安全作業マニュアルの 充実させるとともに、安全作業マニュ た「人身事故非常事態宣言発令のまとめ」に 徹底、事故防止に係る研修の充実、事故 アルの徹底、事故防止に係る研修の充 おいて、重点活動取り組み領域として、職員 分析に基づく効果的な再発防止対策等の 実、事故分析に基づく効果的な再発防 による安全上の不注意が原因の事故及び受 立案とその徹底により、受検者等の事故 止対策等の立案とその徹底により、受 検者による事故への対応等を基本にソフト の削減を図ります。特に人身事故につい 検者等の事故の削減を図ります。特に 面及びハード面から事故防止対策を各種実 ては、中期目標期間中において確実に減 人身事故については、中期目標期間中 施している。 〇理事長巡視、検査部管内所長会議やWEB会 少するように効果的な対策を講じ、中期 である平成23年度~27年度の平 目標期間中である平成23年度~27年 均発生件数を平成22年度に比べて 議など**あらゆる機会を通じて、職員に対して** 度の平均発生件数を平成22年度に比べ 10%以上削減するという目標を達 事故防止の注意喚起を促している。 成するため、調査・指導の重点項目と ○年度当初の事故件数の多さが影響し、**平成** て10%以上削減します。 また、上記の事故防止対策に加え、職員 24 年度の人身事故件数は平成 23 年度に比 するとともに、発生した人身事故につ に対する安全衛生管理、熱中症対策を実 いて原因分析を実施し、効果的な再発 ベ4件増加し21件となっているものの、上 В 施する等、安全で働きやすい職場環境づ 防止又は被害軽減の対策を実施、徹底 記の取組により第4四半期(平成25年1 くりに努めます。 月~3月)の人身事故件数は2件と改善が見 します。 また、上記の事故防止対策に加え、職 られている。 員に対する安全衛生管理、熱中症対策を ○検査職員の安全衛生管理、ひいては検査場に 実施する等、安全で働きやすい職場環境 おける事故防止の観点から、スポットクーラ づくりに努めます。 一の設置など熱中症対策を実施している。 以上のとおり、中期目標を達成するためには、 毎年度の人身事故件数を15件とすることが 月安であるが、平成24年度は21件となって いる。一方、「人身事故非常事態宣言」を発令 し、策定した「人身事故非常事態宣言とりまと め」に基づき、各種事故防止策を実施し、人身

事故件数が減少するなど着実に成果をあげて

			今後、これら事故防止策が引き続き有効に機能 すると考えられることから、概ね着実な実施状 況にあると認められる。	
②利用しやすい施設と業務運営 (ア)施設・設備の適切な老朽更新等 検査機器の老朽更新については、予算に 制約がある中、適切に管理するとともに、 故障発生率が高くなった検査機器を重点 的に更新することにあわせて、安全対策 を施した検査機器の更新、音声誘導装置 等の設置を行うことにより、検査機器の 故障等によるコース閉鎖時間を平成22 年度に比べ期末において10%以上削減 し、利便性の向上を図ります。	②利用しやすい施設と業務運営 (ア)施設・設備の適切な老朽更新等検査機器の老朽更新については、予算に制約がある中、適切に管理するとともに、故障発生率が高くなった検査機器を重点的に更新することにあわせて、安全対策を施した検査機器の更新、音声誘導装置等の設置を行うことにより、検査機器の故障等によるコース閉鎖時間を平成22年度に比べ4%以上削減し、利便性の向上を図ります。	Α	〇故障発生の可能性が高く、審査業務への影響度が大きい旧式の検査機器(大小兼用機器9基、マルチテスタ9基、二輪機器3基)の表析更新を行っており、これら全てに音声誘導装置等を装備している。また、機器メーカーに対して、定期点検の確実な実施及び故障への迅速な対応等を要請するなど、検査機器の故障等によるコース閉鎖時間の縮減に努め、利便性の向上を図っている。この結果、検査機器の故障等による検査コース閉鎖時間は、平成22年度と比較して30%減少している。	
(イ)利用しやすい施設の整備 中期目標期間中に更新又は新設する検査機器(各検査機器で125基程度)については、すべて音声誘導装置及び機器等名称看板を装備し、受検者が安全にご利用いただけるものとするよう努めます。 また、大型貨物自動車等の検査機器については、受検者の安全性、利便性向上のため制動力やスピードメータの誤差等を同一場所で計測できるマルチテスタの開発を進め、その導入を目指します。	(イ)利用しやすい施設の整備 平成24年度中に更新又は新設する 検査機器(各検査機器で20基程度)に ついては、すべて音声誘導装置及び機器 等名称看板を装備し、受検者が安全にご 利用いただけるものとするよう努めま す。 また、大型貨物自動車等の検査機器に ついては、受検者の安全性、利便性向上 のため制動力やスピードメータの誤差 等を同一場所で計測できる新たなマル チテスタを試行的に導入します。	А	○ 平成24年度に更新又は新設した自動方式 検査機器には、すべて音声誘導装置及び機器 等名称看板を装備している。 ○ また、大型貨物自動車等の審査において、制 動力やスピードメータの誤差等を同一場所 で計測できる大型マルチテスタの試作機を 導入した。 ○ 受検者の安全性、利便性向上のため、検査場 内の凹凸部等にトラテープ等の表示を行っている。 ○ 被災地においては、津波の被害に遭った車 両を代替するため、新規検査が増加しており、岩手事務所においては、受検者の利便 性向上のため、他事務所において撤去予定であった検査機器を平成22年に廃止した コースに移設しコースを増設している。	

(ウ)受検者の要望の把握 受検者にとって利用しやすい施設整備 と業務運営を図るため、受検者に対して アンケート調査を実施するなどにより、 受検者の要望の把握に努めます。	(ウ)受検者の要望の把握 受検者にとって利用しやすい施設整 備と業務運営を図るため、受検者に対し てアンケート調査を実施するなどによ り、受検者の要望の把握に努めます。	А	以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。 〇受検者にとって利用しやすい施設整備と業務運営を図るため、受検者の要望を把握すべく、 受検者に対してアンケート調査を実施 している。 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	
(エ)国土交通省と連携した予約制度の運用 的確で厳正かつ公正な審査を実施しつ つ、利用者の待ち時間の低減を図るため、 国土交通省と連携して検査の予約制度を 適正に運用します。	(エ)国土交通省と連携した予約制度の運用 用 的確で厳正かつ公正な審査を実施し つつ、利用者の待ち時間の低減を図るため、国土交通省と連携して検査の予約制度を適正に運用します。また、引き続き、 受検者の要望等を踏まえて必要な改善を検討します。	А	○ <u>予約システムを大きなトラブルなく運用</u> するとともに、ユーザーの利便性の向上を図るため、 <u>予約システム用端末の増設、必要なシステムの改善及び予約枠の見直し</u> を実施している。 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	
(4) 自動車社会の秩序維持 ①不正改造車対策の強化 (ア)街頭検査の強化 基準に不適合な自動車や不正に改造した自動車を排除していくために、国の要請に応じて、これに協力して、国土交通省の講じる民間指定整備工場による指定整備率の一層の向上を図るための措置に伴い、中期目標期間中に55万台以上の車両を検査することを目標に、街頭検査を実施していきます。 また、国と連携し、不正改造車の使用等が多いと想定される地域や場所、状況等を把握し、当該地域や場所、状況等を把握し、当該地域や場所、状況等のかつ効果的な街頭検査に努めます。	(4) 自動車社会の秩序維持 ①不正改造車対策の強化 (ア)街頭検査の強化 基準に不適合な自動車や不正に改造 した自動車を排除していくために、国の 要請に応じて、これに協力して、国土交 通省の講じる民間指定整備工場による 指定整備率の一層の向上を図るための 措置に伴い、1 1 万台以上の車両を検査 することを目標に、街頭検査を実施していきます。 また、国と連携し、不正改造車の使用 等が多いと想定される地域や場所、状況等を把握し、当該地域や場所、状況等に おいて重点的に検査を行うなどにより、 効率的かつ効果的な街頭検査に努めます。	S	○国土交通省及び各都道府県警察等の協力を 得て、検査回数の増加に努めており、13. 2万台の車両について街頭検査を実施し、目標値を20.0%上回っている。 ○街頭検査の内容についても、深夜の暴走族等を対象とした深夜街頭検査、「カスタムカーショウの会場周辺」、「初日の出暴走」や最近社会問題化している「旧車会」メンバーの不正改造車に対する特別街頭検査など、不正改造車に対する特別街頭検査など、不正改造車の使用等が多いと想定される場所、状況等のより効果的な街頭検査を積極的に実施している。特に平成25年1月に「東京オートサロン」の開催に伴い千葉県で実施した深夜街頭検査については、昨年度の状況を踏まえて、実施場所を拡充し、その対応のため昨年度よりも33名多い69名の法人検査官を出動させ、133台の検査を行い、うち113件の整備命令書を交付等する多大な成果	街に都とな期(とれ夕なにの検頭あ道の協待取取る手ら、実討検た府よ力。りり側ごな街施が実、警緊制 るまのこよ検法要、警察制 るまのこよ検法要 しゅうべいう かんしょう かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょく かんしょう はんしょう かんしょう はんしょう はんしょく はん はんしょく はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしょく はんしょく はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんし

			をあげた。 以上のとおり、平成23年度末に常勤職員9名を削減した体制のもと、街頭検査の目標台数を大幅にクリアしており、また、「東京オートサロン」対応の大規模深夜街頭検査を拡充するなど、全国各地で行われる車関係のイベント等をふまえ、各都道府県警察と情報収集などの連携を強化し、不正改造車が多いと想定される場所、状況等での街頭検査を重点化及び拡充して実施しており、優れた実施状況にあると認められる。	
(イ)不正改造車撲滅のための啓発活動 不正改造車を排除するため、カスタム・カー等のショウにおける不正改造車、用品販売店における保安基準に適合しないおそれのある用品等について、啓発活動を行います。	(イ)不正改造車撲滅のための啓発活動 不正改造車を排除するため、カスタム・カー等のショウにおける不正改造車、用品販売店における保安基準に適合しないおそれのある用品等について、啓発活動を行います。	Α	○4つのカスタムカーショーに自動車検査官を延べ44名派遣しており、保安基準に適合しないにもかかわらず、公道走行が出来ない旨の表示をしていない展示車両216台に対して文書等により注意喚起している。 ○カー用品販売の14店舗に自動車検査官を延べ37名派遣しており、保安基準に適合しないおそれのある77件について、適切な表示等を行うよう注意喚起している。 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	
②不正受検等の排除 高度化施設の活用等により、国土交通省 と連携して、より一層、不正受検等の排除 に努めます。	②不正受検等の排除 高度化施設の活用等により、国土交通 省と連携して、より一層、不正受検等の 排除に努めます。	Α	〇高度化施設の運用において、新規検査等に おいて取得した画像と継続検査等における 車両の照合を順次開始することにより、受 検者に対して不正受検の抑制を促すととも に、継続検査における不正二次架装等の不 正受検の排除に努めている。 以上のとおり着実な実施状況にあると認めら れる。	

③その他 (ア)盗難車両対策への貢献 自動車の盗難防止等を図るため、車台番 号の改ざん受検事案について、国土交通省 への通報の取組を行います。	③その他 (ア)盗難車両対策への貢献 自動車の盗難防止等を図るため、車台 番号の改ざん受検事案について、国土交 通省への通報の取組を行います。	А	○自動車の盗難防止等にさらに貢献するため、 ネットワークシステムを活用し、車台番号の 改ざん事例の全国展開等により、職員による 改ざん等に関する確認能力の向上を図り、本 来の字体とわずかに相違する車台番号の改 ざん等を145件発見し、国土交通省地方運 輸支局等へ通報を行っている。 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	不正打刻に対応するための IT機器等の 導入を今後期 待。
(イ)利用者の審査業務に関する理解の向上 自動車の検査の役割及び検査方法等に関 して国等が行う各種キャンペーン等へ参画 します。 審査事務規程などの審査に関する情報を インターネット等により発信するととも に、環境報告書を作成し公表します。	(イ)利用者の審査業務に関する理解の向上 自動車の検査の役割及び検査方法等に関して国等が行う各種キャンペーン等へ参画します。 審査事務規程などの審査に関する情報をインターネット等により発信するとともに、環境報告書を作成し公表します。	Α	○春秋の全国交通安全運動に参画している他、 不正改造車排除運動、点検整備推進運動及び ディーゼルクリーン・キャンペーンに参画しており、街頭検査等を通じ審査業務に関する理解の向上に努めている。 ○審査事務規程等自動車の審査に関係する最新の情報や環境報告書をホームページに掲載している。 ○深夜街頭検査の実施結果等に関するインターネットによる広報を9回行っている。 ○来場者数3万人を超える国際オートアフターマーケット EXPO2013 において、自動車検査の現状と今後の方向性について講演するとともに、当法人の業務及び取り組みを紹介する展示を行うなど、審査業務の紹介ビデオを作成し、ホームページに掲載するなど、広報活動の充実を図っている。 ○審査業務の紹介ビデオを作成し、ホームページに掲載するなど、広報活動の充実を図っている。	

(5) 国土交通省、関係機関との連携強化 ①リコール対策への貢献 審査業務の実施を通じて車両等の不具合情報の収集に努め、当該情報を国土交通省に積極的に提供する等により、リコール対象車の早期発見等に役立てるとともに、国土交通省の要請に応じて受検者への注意喚起などを行います。 また、高度化施設により取得した検査情報を活用し、リコールに繋がる可能性がある不具合の抽出のための分析手法等について国土交通省と連携して検討し、有効活用の取組を実施します。	(5) 国土交通省、関係機関との連携強化 ①リコール対策への貢献 審査業務の実施を通じて車両等の不 具合情報の収集に努め、当該情報を国土 交通省に積極的に提供する等により、リ コール対象車の早期発見等に役立てる とともに、国土交通省の要請に応じて受 検者への注意喚起などを行います。 また、高度化施設により取得した検査 情報の有効活用に必要な体制等につい て、国土交通省と連携して検討します。	S	○国土交通省におけるリコールに該当する不具合の早期発見、ひいては迅速なリコールに繋がるよう、日常の審査業務の中で車両の不具合情報の収集に努め、不具合情報24件を国土交通省に報告している。また、当法人からの情報提供により6件がリコール届出されている。 ○高度化施設により取得した検査情報を活用し、リコールに繋がる可能性がある不具合の抽出のための分析手法等について、国土交通省と連携して検討を開始している。 以上のとおり、車両の不具合情報の収集については、リコール事案の影響の大きさを理解し、日々の審査業務を行うことが必要であり、イントラネットへの掲載等を通じてその醸成に努め、その結果、不具合情報の提供件数が増加しており、優れた実施状況にあると認められる。	
②効率的な実施体制の検討 高度化・複雑化する自動車の新技術や不 具合等に的確に対応するため、国土交通省 や自動車型式審査、リコール、研究業務等 を実施している独立行政法人交通安全環境 研究所との連携を一層強化すべく、効率的 な実施体制を検討します。	②効率的な実施体制の検討 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)等で国の検査・登録業務との一体化、独立行政法人交通安全環境研究所との統合が決定されたことを踏まえ、また、高度化・複雑化する自動車の新技術や不具合等に的確に対応するため、国土交通省や交通安全環境研究所との連携を一層強化すべく、効率的な実施体制を検討します。	А	○「平成25年度予算編成の基本方針」(平成25年1月24日閣議決定)において、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)が当面凍結されたことから、独立行政法人の見直しに関する政府における今後の検討を踏まえ、改めて検討することとしている。 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	
③点検・整備促進への貢献等 適切な点検・整備が促進されるよう高度 化施設により取得した検査情報を活用し、 測定値等による情報提供を行うための手法 の検討や街頭検査、国が行う各種キャンペ	③点検・整備促進への貢献等 適切な点検・整備が促進されるよう高 度化施設により取得した検査情報を活 用し、測定値等による情報提供を行うた めの手法の検討や街頭検査、国が行う各	S	〇適切な点検・整備を促進する観点から、受検 者への検査結果の情報提供手法等について 検討を行い、不合格であった車両の受検者に 対して、高度化施設によって得られた測定値 等の検査情報の提供を準備が整った事務所	検査結果の提 供のさらなる 推進に期待。

ーン等の機会を捉え、国土交通省と連携して啓発活動を行います。また、国土交通省が行う指定整備工場の検査員研修等に講師を派遣するなどの支援に努めます。	種キャンペーン等の機会を捉え、国土交 通省と連携して啓発活動を行います。ま た、国土交通省が行う指定整備工場の検 査員研修等に講師を派遣するなどの支 援に努めます。		等から順次開始している。 〇街頭検査や各種キャンペーン等の機会を捉え、国土交通省と連携して啓発活動を行っている。 〇国土交通省が行う指定整備工場の検査員研修等に講師を派遣するとともに、日常業務においても指定整備工場等からの審査事務規程の内容に関する質問に対応している。 以上のとおり、中期計画においては、情報提供の手法やコスト、個人情報の観点等さまざまな評価を慎重におこなう必要があるため、検査部果の情報提供の手法検討までとしていたものの、検討・試行・アンケート等を積極的に実施界の情報提供の手法検討までとしていたものの、検討・試行・アンケート等を積極的に実施することで、平成24年度に不合格車両のユーザーに対して、準備が整った事務所等から検査結果の提供を順次開始していることから、優れた実施状況にあると認められる。	
	④その他 大型貨物自動車に対する衝突被害軽 減プレーキの保安基準が制定されたことに伴い、当該装置の装着車に対して その保安基準適合性審査を行うととも に、税制特例措置対象車両であること の確認を適切に行い、国へ通知します。	А	○衝突被害軽減プレーキが装着されている大型貨物自動車に対しては、保安基準適合性審査を行うとともに、税制特例措置対象車両であることの確認を適切に行い、国へ通知した。 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	
2. 業務運営の効率化に関する目標を達成する ためにとるべき措置 (1)組織運営 ①要員配置の見直し 国土交通省において、指定整備率の一層 の向上などにより継続検査業務の民間参 入の拡大を図る中、検査法人においては、 継続検査に係る業務量及び重点化する新 規検査、街頭検査、構造等変更検査等の	2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1)組織運営 ①要員配置の見直し 国土交通省において、指定整備率の一層の向上などにより継続検査業務の民間参入の拡大を図る中、検査法人においては、継続検査に係る業務量及び重点化する新規検査、街頭検査、構造等変更検	Α	○平成24年度の審査件数については、平成2 3年度に比べ若干減少しているものの、作業 量の多い新規検査の件数が増加している。更 に、近年の基準改正及び不正二次架装等に対 応するため、 検査時における確認項目が増加 しているなど検査における実質的な業務量 は増加してきている。	

業務量の変化を的確に把握した上で、継続検査業務に従事する職員を中心とする人員の削減も含めた要員配置の見直しを行い、事務所等毎の要員の配置計画を策定・実施することにより、適切かつ効率的な業務運営に努めます。また、併せて継続検査に関する検査コース数の見直しも実施します。 これらの検討にあたっては、年度末等の繁忙期においても業務に支障をきたさないよう配慮します。	査等の業務量の変化を的確に把握した 上で、事務所等毎の要員及び検査コース の効率的な配置について検討します。 これらの検討にあたっては、年度末等 の繁忙期においても業務に支障をきた さないよう配慮します。		平成23年度末に常勤職員9名を削減した体制のもと、的確に業務を実施するため、要員配置の見直し、検査コース数の削減、職員に対する研修の充実及び高度化施設の改善などに取り組み、効率的な業務の実施に努めている。 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	
②その他実施体制の見直し 国土交通省における自動車検査登録 事務所等の集約・統合化の可否の検討に 併せ、検査法人の事務所等の集約・統合 化の可否を検討します。 また、本部の東京都 23 区外への移転 について検討し、平成 23 年度中に結論 を得ます。	②その他実施体制の見直し 本部の移転については、「独立行政法人 の制度及び組織の見直しの基本方針」(平 成24年1月20日閣議決定)において 独立行政法人交通安全環境研究所との統 合等が決定されたことを踏まえ、組織の 見直しに係る検討に応じて、改めて検討 を行います。	А	○本部の移転については、「平成25年度予算編成の基本方針」(平成25年1月24日閣議決定)において、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)が当面凍結されたことから、独立行政法人の見直しに関する政府における今後の検討を踏まえ、改めて検討することとしている。 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	

(2)業務運営 ①一般管理費及び業務経費の効率化目標 一般管理費(人件費、公租公課等の所要 額計上を必要とする経費及び特殊要因に より増減する経費を除く。)について、中 期目標期間中に見込まれる当該経費総額 (初年度の当該経費相当分に5を乗じた 額)を6%程度抑制するとともに、経費 節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行います。 また、業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額)を2%程度抑制します。	(2)業務運営 ①一般管理費及び業務経費の効率化目標 一般管理費(人件費、公租公課等の所 要額計上を必要とする経費及び特殊要 因により増減する経費を除く。)につい て、平成23年度に対して7.5%程度 抑制します。 また、業務経費(人件費、公租公課等 の所要額計上を必要とする経費及び特 殊要因により増減する経費を除く。)に ついて、平成23年度に対して2.5% 程度抑制します。	Α	○一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、システム更改による保守費及び消耗品の購入費を削減するなど経費削減を図ることにより、638百万円(平成23年度比13.9%減)に抑制している。 ○業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、審査業務に係る消耗品の購入費を削減するなど経費削減を図り、726百万円(平成23年度比7.9%減)に抑制している。 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	
②随意契約の見直し 国における見直しの取組「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。)、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)等を踏まえ、一般競争入札の導入・範囲拡大等を通じた業務運営の一層の効率化を図ります。	②随意契約の見直し 国における見直しの取組「公共調達の 適正化について」(平成 18年8月25日 付け財計第2017号。財務大臣から各省 各庁の長あて。)、「独立行政法人の契約状 況の点検・見直しについて」(平成21年 11月17日閣議決定)等を踏まえ、一般 競争入札の導入・範囲拡大等を通じた業 務運営の一層の効率化を図ります。	Α	○平成21年11月閣議決定「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」を踏まえ、契約監視委員会において点検・見直しを実施しているとともに、新たな随意契約の見直し計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、引き続き一般競争入札の推進に努めている。 ○引き続き、公告期間の延長、業界新聞等を通じた周知等により、応札者の増加に努めている。 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	
③資産の有効活用 研修施設について、有効活用により自己 収入の増加を図る等の観点から効率的な運 用を促進します。	③資産の有効活用 研修施設について、有効活用により自 己収入の増加を図る等の観点から効率的 な運用を促進します。	А	○中央実習センターの一部施設の貸出を促進するためにホームページへの掲載等を引き続き実施している。 ○将来的な自己収入の増加を図る観点から、中央実習センターの食堂施設の一般利用を促進するため、一般利用が可能である旨、掲示等による外部への広報を行い、一般利用を推	

			進している。 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	
④受益者負担の適正化の検討 検査法人が実施する事業について、受益者の負担を適正なものとする観点から、国土交通省と連携しつつ手数料等の適正化に資する検討を行います。	④受益者負担の適正化の検討 検査法人が実施する事業について、受 益者の負担を適正なものとする観点から、「特別会計改革の基本方針」(平成2 4年1月19日閣議決定)等を踏まえた 国土交通省における自動車安全特別会 計の見直し作業と連携しつつ手数料等 の適正化に資する検討を行います。	Α	○「平成25年度予算編成の基本方針」(平成 25年1月24日閣議決定)において、「特別会計改革の基本方針」(平成24年1月19日閣議決定)が当面凍結されたことから、独立行政法人の見直しに関する政府における今後の検討を踏まえ、改めて検討することとした。 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	
⑤その他業務運営の効率化 「競争の導入による公共サービスの改革 に関する法律(平成 18 年法律第 51 号) に基づき民間委託している研修施設の管理 運営業務及び自動車検査業務に用いる検査 機器の保守管理業務について、適切に管理 し、民間競争入札の検証結果を踏まえた上 で、検査機器の保守管理業務に係る民間競 争入札について、関東検査部管内の事務所 23か所から全国への拡大を検討します。 また、自動車検査予約システムの適切な 運用による業務の平準化等により、一層の 業務の効率化に努めます。	⑤その他業務運営の効率化 「競争の導入による公共サービスの 改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号)に基づき民間委託している研修 施設の管理運営業務及び自動車検査 務に用いる検査機器の保守管理業務に ついて、適切に管理します。加えて、検 査機器の保守管理業務に係る民間競争 入札について、関東検査部管内の事務所 23か所から全国への拡大を検討する ため、実施拡大が可能と考えられる候補 地域等について一定の結論を得ます。 また、自動車検査予約システムの適切 な運用による業務の平準化等により、一 層の業務の効率化に努めます。	Α	○いわゆる市場化テストとして民間委託している研修施設の管理運営業務及び自動車検査業務に用いる検査機器の保守管理業務について、毎月、委託先から事業の実施状況について報告を受ける等により適切に管理している。 ○検査機器の保守管理業務について、民間競争入札の実施拡大が可能と考えられる候補地域として、中部検査部又は近畿検査部管内を抽出し検討した結果、競争性のある応札が確保できそうな中部検査部内において可能性があると考えられるとの結論が得られている。 ○また、自動車検査予約システムの適切な運用による業務の平準化等を図るため、予約枠の見直しを行っている。 以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。	

3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計 画及び資金計画	3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支 計画及び資金計画	Α	○ 予算をもとに計画的かつ適正に執行 されて おり、着実な実施状況にあると認められる。	
4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由の他、年度当初の 運営資金、収入不足への対応のための経費が 必要となる可能性があるため、短期借入金の 限度額を 3,000 百万円とします。	動が の運営資金、収入不足への対応のための経		○平成24年度は該当無し	
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画	5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計 画	<u> </u>	〇平成24年度は該当無し	
6. 剰余金の使途 施設・設備の充実・改善及び広報活動に使 用します。	6. 剰余金の使途 施設・設備の充実・改善及び広報活動に 使用します。	_	〇平成24年度は該当無し。	
7. その他業務運営に関する重要事項 (1) 施設及び設備に関する計画 施設・設備の内容 予定額(百万円) 財 源 審査施設整備費 12,635 自動車検査独立 行政法人施設整備費補助金 5,176 審査上屋の改修等 5,634 5,634 ※ 審査施設整備費は、国の施設整備に関連した審査場施設の新設等や老朽化に伴う施設の改修等のための費用であり、国の施設整備に関連して増減する場合があります。	7. その他業務運営に関する重要事項 (1) 施設及び設備に関する計画 施設・設備の内容 予定額(百万円) 財 源 審査施設整備費 1,539 自動車検査独立行政法人施設整備費補助金 708 審査上屋の改修等 831 ※. 審査施設整備費は、国の施設整備に関連した審査場施設の建替等や老朽化に伴う施設の改修等のための費用であり、国の施設整備に関連して増減する場合があります。	Α	○ <u>計画的かつ適正に執行</u> されており、着実な実施状況にあると認められる。	

(2) 人事に関する計画

①方針

高度化施設の運用、保安基準の改正等により新規業務の追加等が想定されますが、 業務運営の効率化、定型的一般事務の集約 化、外部委託化等の推進などにより計画的 削減を行い、人員を抑制することを目指し ます。

②人員に関する指標

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表します。

また、総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を23年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直します。

[参考1]

平成17年度末の常勤職員数 871人 期初(H23)の常勤職員数 827人 期末(H27)の常勤職員数の見込み 818人

[参考2]

中期日標期間中の人件費の総額見込み

28,419百万円

(2) 人事に関する計画

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員の給与水準に照らし適切なものとする等その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表します。

〇平成 18 年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を23 年度も引き続き実施する観点から、平成23年度末に常勤職員9名を削減した体制のもと、業務を的確かつ効率的に実施している。

○役職員の給与については、国家公務員の給与 構造改革を踏まえた給与体系となっており、 国家公務員の給与水準に照らし適切(ラスパ イレス指数97.9(暫定値))なものとなっている。

以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。

Α

(3)自動車検査独立行政法人法(平成14年法律 第218号)第16条第1項に規定する積立 金の使途

第2期中期目標期間中の繰越積立金は、第 2期中期目標期間中に自己収入財源で取得 し、第3期中期目標期間へ繰り越した有形固 定資産の減価償却に要する費用等に充当しま す。 (3)自動車検査独立行政法人法(平成14年 法律第218号)第16条第1項に規定す る積立金の使途

第2期中期目標期間中の繰越積立金は、 第2期中期目標期間中に自己収入財源で 取得し、第3期中期目標期間へ繰り越した 有形固定資産の減価償却に要する費用等 に充当します。 〇第2期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第3期中期目標期間に繰り越した繰越積立金のうち、282百万円を取り崩して当年度の減価償却費に要する費用等に充当した。

以上のとおり着実な実施状況にあると認められる。

<記入要領>・項目ごとの「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」欄に理由を記入する。

SS:中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

S : 中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。 A : 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

B:中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

C : 中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。

Α

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

平成24年度業務実績評価調書:自動車検査独立行政法人

総合的な評定

業務運営評価(実施状況全体)

評点の分布状況(項目数合計:35項目)

SS	0項目	
S	4項目	
А	30項目	
В	1 項目	₽
С	〇項目	

総合評価

(法人の業務の実績)

- ・検査法人は、的確で厳正かつ公正な審査業務を実施するため、新基準等に対応した審査方法の整備、不当要求の防止、職員能力や意欲の向上、内部統制等の取組を推進している。
- ・これらに加え、高度化施設を運用するとともに、検査情報の有効活用や新技術等に対応した審査方法の改善等、業務の質の向上に向けた取組を推進している。
- ・この他、街頭検査については、目標台数を上回るだけでなく、不正改造車が多いと想定される場所、状況で実施する等、効率的かつ効果的な街頭検査に努めている。また、高度な技術が必要となる車台番号の改 ざんやリコール事案の発見について、その技術の伝承等に積極的に取り組んでいる。
- ・業務運営の効率化については、新規検査の審査件数の増加、基準改正の項目の増加及び不正二次架装等の 防止の対応のため、実質的な業務量は増えているものの、平成23年度末に常勤職員9名を削減した体制の もと、要員配置の見直し、コース数の削減、職員に対する研修の充実及び高度化施設の改善など業務の効 率化に努めている。また、一般管理費及び業務経費(所要額を除く。)についても着実に削減を図っている。
- ・以上のとおり中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- ・基準改正及び二次架装等の不正受検への対応等の社会的要請への対応にあたり、限られた人員の中、業務を的確かつ効率的に実施するためには、引き続き職員の能力及び知識の向上を図る必要がある。
- ・高度化施設の運用を拡充し、不正な二次架装及び不正受検の防止をさらに推進する必要がある。また、高度化施設によって得られた検査情報の有効活用、受検者への審査結果の情報提供等の取組を進めることが必要。
- ・車齢が高い自動車、必要な点検・整備が実施されていない自動車等に対する新たな検査の導入に向けた取組を強化することが必要。
- ・車検場における人身事故については、不慣れな方も受検に来ること、職員が複数の検査コースを担当する 等業務が輻輳していることから、管理が難しい部分もあるが、中期目標を達成するため、事故原因の分析、 有効な再発防止策の検討・推進を継続的に実施することが必要。
- ・街頭検査の強化や盗難車両対策、リコール対策、点検・整備促進への貢献等については、検査法人ならで はの業務であり、引き続き、重点的に実施することが必要。

(その他)

総務省政独委「平成24年度業務実績評価の具体的取組について」等についても、適切に対応していると認められる(別紙参照)。

総合評定	(評定理由)
(SS,S,A,B,Cの5段階)	項目別評点の最頻値
А	

	実績	評価
1 政府方針等		
「平成23 年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成23 年12 月9日政委第27 号政策評価・独立行政法人評価委員会通知)における指摘事項を踏まえた評価。	該当なし。	
成25 年 1月21 日政安第 7 号政東計画・独立行政 法人評価委員会通知)における指摘事項を踏まえた 評価。	平成24年度計画の自己評価において「平成23年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」(平成25年1月21日 政委第7号 政策評価・独立行政法人評価委員会通知)における指摘事項を踏まえた評価を行った。	妥当であると認められる。
進捗状況を明らかにした上での評価。 	独立行政法人の見直しについては、「平成25年度予算編成の基本方針」(平成25年1月24日閣議決定)において、引き続き検討し、改革に取り組む旨規定されており、独立行政法人の見直しに関する政府における今後の検討を踏まえ、改めて検討することとした。	妥当であると認められる。
2 保有資産の管理・運用等		
「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」(平成24年12月14日行政改革担当大臣決定。以下「見直し実施計画」という。)を踏まえた見直しの実施状況を明らかにした上での評価。	宿舎を保有していないため該当なし。	
及び有効活用の取組状況を明らかにした上での評価。	宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設を保有していない ため該当なし。	
3 内部統制		
何であるかを明らかにした上で、それへの対応状況の 評価。	頻繁な基準改正及び不正改造への対応などの社会的な要請に確実に対応し、的確で厳正・公正な審査を確保するため、審査事務規程の明確化、職員の研修・教育の充実、職員間の情報共有等を推進し、適切な対応が行われている。	妥当であると認められる。